

千葉市一時預かり事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項の規定による一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施施設）

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次に掲げる施設または事業所（以下「施設等」という。）のうち、市長の認定を受けた施設等とする。

ア 法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する事業所

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

カ 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱（平成23年12月16日施行）第4条第2項の規定による認定を受けた事業所

キ 学校教育法第22条に規定する幼稚園

2 一般型施設とは、実施施設のうち、余裕活用型施設でない施設をいう。このうち、土曜日、日曜日、国民の祝日においても一日あたり9時間以上、児童の受け入れを行う施設を基幹型施設という。

3 余裕活用型施設とは、実施施設の利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。

（認定手続き）

第3条 前条第1項の規定による認定を受けようとする施設等の設置者は、市長の公募に応じ、千葉市一時預かり事業実施認定申請書（様式第1号）及び千葉市一時預かり事業計画書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市一時預かり事業実施認定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査のために必要と認めたときは、当該申請に係る施設等の実地調査を行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による認定をしないときは、千葉市一時預かり事業実施不認定通知書（様式第4号）により、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）について

は、第1項の規定による申請をもって、法第34条の12第1項の規定による届出があったものとみなすことができる。

(認定事項の変更)

第4条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議するとともに、当該変更を行う日の1か月前までに、千葉市一時預かり事業認定内容変更等申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 施設等の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 職員の氏名及び経歴
- (4) 建物等その他の設備の規模及び構造
- (5) 施設等の管理者の氏名及び住所
- (6) 定款その他の基本約款

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市一時預かり事業認定内容変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査のために必要と認めたときは、当該申請に係る施設等の実地調査を行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による承認をしないときは、千葉市一時預かり事業認定内容変更不承認通知書（様式第7号）により、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による承認を受けた認定事業者については、第1項の規定による申請をもって、法第34条の12第2項の規定による届出があったものとみなすことができる。

(事業の廃止又は休止)

第5条 認定事業者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の6か月前までに、次の各号に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。

- (1) 廃止又は休止を希望する理由
- (2) 廃止又は休止しようとする年月日
- (3) 現に本事業を利用している乳幼児に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (5) 補助金の精算
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 認定事業者は、前項の規定による協議が調ったときは、事業を廃止又は休止しようとする日の1か月前までに、千葉市一時預かり事業廃止（休止）届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による届出をした認定事業者については、法第34条の12第3項の規定による届出があったものとみなすことができる。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 第10条に定める実施要件を満たさないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第21条第1項の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業者に対し、千葉市一時預かり事業認定取消通知書(様式第9号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(市原市・四街道市との連携)

第7条 市原市民・四街道市民の受入れに同意する施設等は、市長に同意書を提出するものとする。

(対象児童)

第8条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市、市原市又は四街道市に住所を有すること。
- (2) 主として、保育所、認定こども園等に通っていない、又は在籍していないこと。
- (3) 生後3か月から小学校就学前までの間にある児童であること。

(利用事由)

第9条 事業は、対象児童の保護者(以下単に「保護者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができるものとする。ただし、市原市又は四街道市に住所を有する保護者は、第7条に規定する同意書を提出した施設等の不定期利用のみ利用できるものとする。

- (1) 定期利用 次に定める事由により、家庭における保育が1月につき32時間以上にわたり、断続的に困難となる場合

- ア 就労
- イ 通学
- ウ 職業訓練
- エ その他市長が特に必要があると認める場合

- (2) 不定期利用 次に定める事由により、家庭における保育が一時的に困難となった場合。

- ア 育児疲れ、育児不安
- イ 疾病、入院、出産、けが
- ウ 看護、介護
- エ 災害、事故
- オ 冠婚葬祭、学校等における公的行事への参加
- カ 裁判員又はその候補者への選任
- キ 祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金支給要綱第6条の規定による面接

ク その他市長が特に必要と認める場合

(利用日数等)

第10条 事業の利用日数は、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 定期利用 週2日または3日の決定された曜日とする。ただし、児童1人あたり1契約を限度とし、複数の実施施設を利用することはできない。
- (2) 不定期利用 1月当たり7日を限度とする。

2 事業の利用時間は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 定期利用 実施施設の開所日の午前8時から午後5時までとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、土曜日を除き、午後5時から午後6時までの間で延長をすることができる。
- (2) 不定期利用 実施施設により、次に定めるものとする。

ア 一般型施設及び余裕活用型施設 実施施設の開所日の午前8時から午後5時まで(土曜日においては午前8時から午後0時30分まで)とする。ただし、保護者が裁判員又はその候補者に選任された場合(土曜日を除く。)に限り、午後5時から午後6時までの間延長することができる。

イ 基幹型施設 1月1日から3日までを除き、午前8時から午後5時までとする。ただし、保護者が裁判員又はその候補者に選任された場合に限り、午後5時から午後6時までの間延長することができる。

(実施の要件)

第11条 事業を実施する者(以下「実施者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という)第36条の35第1号のイ、ニ、及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を順守すること。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設の設備運営基準」という。)第33条第2項の規定に準じ(規則第36条の35第1号のロの規定に基づき)、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)を配置すること。
- (3) 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 子育て支援員研修(「子育て支援員研修事業実施要綱」(平成27年5月1日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修)を修了した者。

イ 家庭的保育者研修(「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修)を修了した者。

- (4) 保育従事者のうち半数以上は保育士(事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均3人以下である場合にあっては、千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第47号)第23条第2項及び第3項に定め

る家庭的保育者を、保育士とみなすことができる。なお、1日当たり平均3人以下である場合とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。)であること。

- (5) 保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、事業を行うに当たって、当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができるときは、市長との協議により、保育士1人で処遇ができる乳幼児の範囲内において、専ら事業に従事する職員(保育士に限る。)を保育士1人とすることができる。
- (6) 事業を利用する児童(以下「利用児童」という。)に食事を提供すること。
- (7) 食事の提供を行うにあたり、当該実施施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

(保健衛生の確保)

第12条 実施者は、事業の実施に当たり、第9条第1項各号に定める利用形態に応じ、次の各号に掲げる事項を遵守し、実施施設における保健衛生を確保しなければならない。

(1) 不定期利用児童

- ア 毎日、利用児童の健康状態を観察し、その結果を保護者に報告すること。
- イ 保護者との緊急時の連絡体制を整備すること。
- ウ 職員に対し、採用時及び1年に1回以上の健康診断を実施すること。
- エ 調理及び調乳を行う職員については月1回以上、配膳及び食事の補助に携わる職員(調理及び調乳を行う職員を除く。)については6か月に1回以上の検便を実施すること。
- オ 利用児童の使用する設備及び遊具の安全かつ衛生的な管理につき、細心の注意を払うこと。
- カ 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。
- キ 医療機関との連携を図ること。

(2) 定期利用児童に対しては、前号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ア 利用児童に対し、保育開始時等に健康診断を実施し、その結果を保護者に報告すること。
- イ 毎月、利用児童の身長、体重の測定その他の基本的な発育状況を確認し、その結果を保護者に報告すること。

(利用申込み)

第13条 事業の利用を希望する保護者は、一時預かり事業利用申請書(様式第10号)により、実施者に利用の申請をするものとする。

- 2 実施者は、前項の規定による申請を承諾(以下「利用決定」という。)するときは、当該保護者に対し、一時預かり事業利用決定通知書(様式第11号)により、その旨を通知するものとする。
- 3 実施者は、前項の規定による利用決定をしないときは、千葉市一時預かり事業利用不承認通知書(様式第12号)により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

る。

- 4 実施者は、対象児童及び保護者を限定することなく、広く利用を希望する市民の用に供するとともに、定員を超える申込みがあったときは、抽選、先着順その他の適切かつ公平な方法により、利用者を決定するものとする。

(利用の変更・取止め)

- 第14条 利用決定を受けた保護者は、その内容を変更しようとするときは、実施者に千葉市一時預かり事業利用変更申請書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 2 実施者は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市一時預かり事業利用変更決定通知書（様式第14号）により当該保護者にその旨通知するものとする。
- 3 実施者は、前項の規定による変更の承諾（以下「変更決定」という。）をしないときは、千葉市一時預かり事業利用変更不承認通知書（様式第15号）により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。
- 4 利用決定及び変更決定を受けた保護者は、その利用を取り止めようとするときは、速やかに千葉市一時預かり事業利用取止め届書（様式第16号）を実施者に提出するものとする。

(利用決定の取消し)

- 第15条 実施者は、利用決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 第9条各号の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により利用決定を受けたとき。
 - (3) やむを得ない事情により当該児童の保育が困難となったとき。
- 2 実施者は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、千葉市一時預かり事業利用決定取消し通知書（様式第17号）により、当該保護者に通知するものとする。

(利用料)

- 第16条 実施者は、利用者から別表に掲げる利用料を徴収するものとする。
- 2 実施者は、第13条第2項の規定による利用決定を受けた保護者が事業を利用しなかったときは、事業実施に係る実費相当分を徴収することができるものとする。
- 3 実施者は、前項の規定による費用を徴収しようとする際はあらかじめ当該費用を定め、事業の利用を希望する保護者に対し周知するものとする。

(委託の禁止)

- 第17条 実施者は、事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(個人情報の保護)

- 第18条 実施者は、利用児童及び保護者に係る個人情報を保護し、これを適正に取り扱うために必要な措置を講じなければならない。

(施設賠償責任保険の加入)

第19条 実施者は、実施施設に係る施設賠償責任保険に加入するものとする。ただし、別に加入している保険において対利用児童が補償対象となるときは、この限りでない。

(事故報告)

第20条 実施者は、事業の実施に当たり事故が発生したときは、直ちに、事故連絡票（様式第18号）により市長に報告するものとする。

2 認定者は、前項の規定による報告を行ったときは、当該事故の発生後3日以内に、事故報告書（様式第19号）を市長に提出するものとする。

(書類の整備)

第21条 実施者は、実施施設に係る次の各号に掲げる書類を整備しなければならない。

- (1) 利用児童の処遇及び職員の雇用の状況を確認できる書類
- (2) 実施施設の管理運営の方法を定めた書類
- (3) 職員の就業規則その他これに準ずる書類
- (4) その他この要綱の規定を遵守している旨を証する書類

(指導監督)

第22条 市長は、事業の適正な実施を確保するため、実施者に対し、必要な指導を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指導に当たり必要と認めたときは、実施施設等に対する立入調査を実施することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により行った指導の内容及び当該指導に基づいて講じられた改善措置の内容を閲覧に供することができるものとする。

(補助金の交付)

第23条 市長は、千葉市一時預かり事業補助金交付要綱に定めるところにより、事業に要する経費について、実施者に対し、補助金を交付することができる。

(利用状況の報告)

第24条 実施者は、毎月の事業の利用状況を、翌月の10日までに、千葉市一時預かり事業利用状況報告書（様式第20号）により、市長に報告しなければならない。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月3日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 千葉市一時・特定保育事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１２月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２ 千葉市特定保育事業実施要綱は廃止する。

３ この要綱の施行日において現に存する書式については、当分の間、必要な事項を修正して使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成２７年９月１１日から施行し、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

別表

利用区分		利 用 料		主 食 費
		3歳未満児	3歳以上児	3歳以上児
定期利用	週2日利用	18,300円	9,400円	400円
	週3日利用	26,100円	13,500円	600円
	時間外利用	3,000円	1,900円	—
不定期利用	一日利用	2,200円	1,200円	50円
	半日利用	1,100円	600円	50円

備 考

- 「3歳未満児」とは、一時預かり事業を利用した年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 定期利用の利用料・主食費は、実際の利用日数、時間に関わらず月額で徴収する。
- 「時間外利用」とは、第10条第2項第1号ただし書の規定による利用をいう。
- 不定期利用の利用料・主食費は日額とする。
- 「半日利用」とは、利用時間が午前8時から午後0時30分まで又は午後0時30分から午後5時までのいずれかの時間内における利用をいう。
- 裁判員又はその候補者への選任により、不定期利用の利用時間を延長する場合にあっては、延長料金は徴収しない。
- 生活保護受給世帯については、利用料を無料とする。
- 祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金支給要綱第6条の規定による面接のために一時預かりを利用した場合は、不定期利用（半日利用）とし、月1回に限り、利用料を無料とする。
- 主食費は、千葉県保育所設置管理条例(昭和39年千葉県条例第21号)第2条に規定する保育所及び千葉県認定こども園設置管理条例(平成27年千葉県条例第24号)第2条に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)において、主食の提供を希望する場合に加算する。

様式第1号

千葉市一時預かり事業実施認定申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(申請者) 住 所
法人名
代表者
(施設名
)
担当者名
電話番号 - -
FAX番号 - -
Eメールアドレス @

千葉市一時預かり事業の実施事業者としての認定を受けたいので、次の通り申請します。

事業の種類 (事業類型)	(一般型 ・ 一般型 (基幹型) ・ 余裕活用型) 該当するものに○をすること。
事業の内容	千葉市一時預かり事業

職 員	職 員 数				名		(常 勤		名		非 常 勤		名)										
	(氏 名、生 年 月 日、常 勤・非 常 勤 の 別、職 務 の 内 容、資 格 の 有 無、経 歴 を 別 紙 に 記 載)																						
事 業 区 域		千 葉 市																					
施 設 の 名 称																							
施 設 の 所 在 地																							
施 設 の 種 類										利 用 定 員						人							
建 物 そ の 他 設 備 の 規 模 等		建 物 の 構 造														造		階 建					
		面 積	建 物 の 延 床 面 積				㎡																
			保 育 室				㎡				乳 幼 児 1 人 あ た り				㎡								
			乳 児 室 又 は ほ ふ く 室				㎡				乳 幼 児 1 人 あ た り				㎡								
設 備		ベ ビー ベッド														遊 具 (				)			
		そ の 他 (														)							
事 業 開 始 (予 定)																							
年 月 日		年 月 日																					

- (提出書類)
- 1 事業計画書
 - 2 その他必要書類

該当する記号・名称に○をつけ、必要事項を記載してください。

千葉市一時預かり事業計画書			
施設名称		所在地 〒千葉市 区 TEL: () FAX: ()	
最寄駅		駅から徒歩 分	
※最寄駅から施設までの地図を提出してください。			

1 設置者等

設置主体	A:個人	代表者職・氏名		
	B:法人 (名称:) 主たる事業:	設置主体の所在地	住所 TEL: () FAX: ()	
	C:任意団体 (名称:)	設置者の設立年月日(個人以外)	年 月 日	
	他に経営している保育施設 ☐ 有 ・ ☐ 無		名称: ☐ 認可 ☐ 認可外(☐ 千葉市保育ルーム ☐ 認可外保育施設)	

※法人及び任意団体にあつては、定款・登記簿謄本や規約等の活動内容を表すものを提出してください。

施設長 (予定者)氏名		関連資格	☐ 有(保育士・保健師・看護師・助産師・幼稚園教諭・その他) 取得年月 年 月 ・ ☐ 無
経験年数	保育従事年数 年	施設長・主任歴	年
防火管理(予定)者氏名	☐ 講習受講済み ☐ 講習予定		

※代表者及び施設長予定者の履歴書(資料1)を提出してください。

※施設長の経験年数は、資格者としての経験及び『施設長』としての経験が分かるように記入してください。

2 設備構造等

構造	RC・鉄骨・簡易耐火・木造・その他()		築年月	昭和・平成 年 月
種類	商業ビル・集合住宅・一戸建て・その他()		所属階	階 (階建て)
所有関係	土地	自己所有・賃貸(賃料 月額 円)(賃借期間 年 月 ~ 年 月)		
	建物	自己所有・賃貸(賃料 月額 円)(賃借期間 年 月 ~ 年 月)		
保育室	保育室の階数	室数	面積	確認事項等
	乳児室 階	部屋	m ²	○乳児室と保育室の区画 有 ・ 無 ○保育室と調理室の区画 有 ・ 無
	幼児室 階	部屋	m ²	○便所と保育室等との区画 有 ・ 無 ○幼児用便器 有(個)・ 無
	計	部屋	m ²	○沐浴設備 有 ・ 無 ○調理室 (m ²)
○敷地内の屋外遊戯場 ☐ 有 ・ ☐ 無 ⇒無の場合、最もよく利用する公園と園からの直線距離()公園、()m 児童が歩いて()分				

※建築確認手続き完了を証する書類(建築確認済証と検査済証の両方)を提出してください。

※新耐震基準を満たしていない建物(昭和56年以前に完成した建物)の場合には、耐震診断報告書または耐震補強工事実施済みを証する書類を提出してください。

※土地及び建物を賃借している場合、賃貸借契約書の写しを提出してください。

※保育室の面積は、内のみで計測し、有効面積を求める過程を示した図面を提出してください。

※『最寄駅から施設までの「地図」』には、上記で記入した「最もよく利用する公園」も表示してください。

8 認定された場合の年間経営計画(年度分)

収入	金額	支出	金額
◆保護者負担金	千円	◆人件費	千円
◆補助金	千円	◆管理費 (家賃・光熱水費・通信費等)	千円
◆その他の収入	千円	◆事業費 ・給食材料費 ・保育材料費 ・その他	千円
合計	千円	合計	千円

9 過去3期間の決算状況

	決算期	売上	純利益	繰越利益	債務超過	借入残	返済金額
1	年 月	千円	千円	千円	である・でない	千円	千円
2	年 月	千円	千円	千円	である・でない	千円	千円
3	年 月	千円	千円	千円	である・でない	千円	千円

※申請者の事業全体の財務内容について記入してください。

※設置者の経営状況が分かる書類(確定申告書及び決算報告書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)の写し)を、直近3か年分提出してください。

住所
法人
代表者 様

千葉市一時預かり事業認定通知書

年 月 日付申請のあった、千葉市一時預かり事業の実施について、次のとおり認定したので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

事業開始日	年 月 日
施設名	
事業を行う場所	
事業類型	
その他	

住所
法人
代表者 様

千葉市一時預かり事業不認定通知書

年 月 日付申請のあった、千葉市一時預かり事業の実施について、次のとおり不認定としたので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

決定日	年 月 日
不認定とした理由	
その他	

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

千葉市一時預かり事業認定内容変更等申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 住 所

職 ・ 氏 名 印

電 話 番 号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付 により認定を受けた内容について変更したく、
次のとおり申請します。

変更希望日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

様式第6号

千葉市指令 第 号

住所
法人名
代表者 様

千葉市一時預かり事業認定内容変更承認通知書

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり変更を承認
したので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

変更承認日	年 月 日
変更内容	

様式第7号

千葉市指令 第 号

住所
法人名
代表者 様

千葉市一時預かり事業認定内容変更不承認通知書

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり変更を承認しないこととしたので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

承認しない理由	
---------	--

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市一時預かり事業廃止(休止)届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 住 所
法人名
代表者
(施設名
担当者名
電話番号 - -
FAX番号 - -
Eメールアドレス @ 印

年 月 日付 により認定を受けた事業について廃止(休止)
したく、次のとおり届出します。

廃止(休止)予定日	年 月 日
廃止(休止)の理由	

住所
法人名
代表者 様

千葉市一時預かり事業認定取消し通知書

年 月 日付 により認定した一時預かり
事業の実施について、下記の通り取り消すこととしたので、通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

取消し日	平成 年 月 日
備 考	

(審査請求等について)

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

一時預かり事業利用申請書(定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

対 象 児 童	住所					
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男・女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
利 用 区 分	☐ 週2日利用 ☐ 週3日利用 (時 ~ 時) ・曜日(月・火・水・木・金・土) ☐ 時間外保育					
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
世 帯 構 成	氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校名等		電話番号
申 請 理 由	☐ 就労 ☐ その他()					
生 活 保 護 受 給	☐ 有 ☐ 無					
緊 急 連 絡 先	父	携帯	—	—	その他の方(氏名)	
	母	携帯	—	—	— —	

- 1. 該当する□に✓印を付けて下さい。
- 2. 同市内の実施施設を2か所以上利用可能日数を超えて利用することはできません。
- 3. 生活保護受給世帯の方は証明する書類を添付してください。
- 4. 障害をお持ちの児童については障害者手帳等の写しを添付してください。

【実施施設記入欄】					
利用区分	☐ 承 諾	保育料	☐ 定期利用	月額 (円)	
	☐ 不承諾		☐ 時間外保育	月額 (円)	

連絡先 施設名 電話番号

一時預かり事業利用申請書(不定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス
@

対 象 児 童	住所					
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
利 用 区 分	別紙のとおり					
利 用 期 間	別紙のとおり					
世 帯 構 成	氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校名等	電話番号	
申 請 理 由	別紙のとおり					
生 活 保 護 受 給	別紙のとおり					
緊 急 連 絡 先	父	携帯	—	—	その他の方(氏名)	
	母	携帯	—	—	— —	

- 1. 該当する口に✓印を付けて下さい。
- 2. 同市内の実施施設を2か所以上利用可能日数を超えて利用することはできません。
- 3. 生活保護受給世帯の方は証明する書類を添付してください。
- 4. 障害をお持ちの児童については障害者手帳等の写しを添付してください。
- 5. 利用申請については、年1回の申請とし、利用区分等については別紙で管理を行います。

連絡先 施設名 電話番号

一時預かり事業利用決定通知書(定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所
フリガナ
氏 名 様

(実施施設)設置者

対 象 児 童	住所						
	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏名		性別	男 ・ 女	年 齢	満 歳	(4月1日現在)
利 用 区 分	☐ 週2日利用 ☐ 週3日利用 (時 ~ 時) ・ 曜 日 (月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土) ☐ 時間外保育						
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日						
利 用 料	月額 円						
連 絡 事 項	1 一時預かり事業(定期利用)を利用する場合はこの通知書を必ず提示して下さい。 2 申込事項の変更や利用の辞退等については、速やかに実施施設に連絡してください。 3 児童の送迎は時間を厳守してください。 4 送迎は同一の方を原則といたしますが、やむを得ず違う方がお迎えの場合は、児童との関係が分かるものの提示をお願いいたします。						

連絡先 施設名 電話番号

一時預かり事業利用決定通知書(不定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所
フリガナ
氏 名

様

(実施施設)設置者

対 象 児 童	住所					
	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
利 用 区 分	別紙のとおり					
利 用 期 間	別紙のとおり					
利 用 料	日額 円					
連 絡 事 項	1 一時預かり事業(不定期利用)を利用する場合はこの通知書を必ず提示してください。 2 申込事項の変更や利用の辞退等については、速やかに実施施設に連絡してください。 3 児童の送迎は時間を厳守してください。 4 送迎は同一の方を原則といたしますが、やむを得ず違う方がお迎えの場合は、児童との関係が分かるものの提示をお願いいたします。 5 利用決定通知については、年1回の発行とし、利用区分等については別紙で管理を行います。					

様式第12号

一時預かり事業利用不承認通知書(定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

様

(実施施設)設置者

対 象 児 童	住所					
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
不 承 認 の 理 由						

連絡先

施設名

電話番号

様式第12号の2

一時預かり事業利用不承認通知書(不定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

様

(実施施設)設置者

対 象 児 童	住所					
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男 ・ 女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
不 承 認 の 理 由						

連絡先

施設名

電話番号

一時預かり事業利用変更申請書(定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記のとおり、利用内容の変更をしたいので申し込みます。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			

※ 生活保護受給世帯になった方は証明する書類を添付してください。

一時預かり事業利用変更申請書(不定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記のとおり、利用内容の変更をしたいので申し込みます。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			

※ 生活保護受給世帯になった方は証明する書類を添付してください。

様式第14号

一時預かり事業利用変更決定通知書(定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名 様

(実施施設)設置者

下記のとおり、利用内容の変更を決定しましたので通知します。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			

連絡先 施設名 電話番号

様式第14号の2

一時預かり事業利用変更決定通知書(不定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名 様

(実施施設)設置者

下記のとおり、利用内容の変更を決定しましたので通知します。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			

連絡先 施設名 電話番号

様式第15号

千葉市一時預かり事業利用変更不承認通知書(定期利用)

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

様

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり変更を承認
しないこととしたので通知します。

年 月 日

(実施施設)設置者

承認しない理由	
---------	--

連絡先 施設名

電話番号

様式第15号の2

千葉市一時預かり事業利用変更不承認通知書(不定期利用)

(保護者)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ 様

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり変更を承認
しないこととしたので通知します。

年 月 日

(実施施設)設置者

承認しない理由	
---------	--

連絡先 施設名 _____

電話番号 _____

様式第16号

一時預かり事業利用取止め届出書(定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記のとおり、一時預かり事業の利用を取止めますので、届出ます。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日生まれ
利 用 を 取 止 め る 日	年 月 日		
取 止 め の 理 由			

様式第16号の2

一時預かり事業利用取止め届出書(不定期利用)

年 月 日

(あて先)(実施施設)設置者

(保護者)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス
_____@_____

下記のとおり、一時預かり事業の利用を取止めますので、届出ます。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日生まれ
利 用 を 取 止 め る 日	年 月 日		
取 止 め の 理 由			

一時預かり事業利用取消し通知(定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

(実施施設)設置者

下記の理由により、利用を取消すこととしたので通知します。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日生まれ
利 用 取 消 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

一時預かり事業利用取消し通知(不定期利用)

年 月 日

(保護者)

住 所

フリガナ

氏 名

(実施施設)設置者

下記の理由により、利用を取消すこととしたので通知します。

対 象 児 童 名			
性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日生まれ
利 用 取 消 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

事 故 連 絡 票

施設名		連絡者	職	
			氏名	

事 故 状 況

児 童 名		生年月日	年	月	日
		年齢	満	歳	
発生年月日	年	月	日	曜日	時 分頃
発生場所と状況					
怪我の程度					
病院での処置	・病 院 名				
	・処 置 (1) レントゲン撮影 有 無				
	(2) 針縫合				
	(3) 骨折 ・ 捻挫				
	(4) その他				
	・指導事項				
・次回の受診予定 なし					
・入 院 有 無					

※ 即日ファックス又は電話で連絡してください。

幼保運営課

ファックス番号 245－5894

電話番号 245－5729

年 月 日

施設名
実施者
印

保育中・保育施設外における児童の事故報告書

児童名			医療機関名			医療機関への付き添職員名及び職名		
保護者名			傷病名					
発生年月日			医療機関で					
発生場所			医師の指示事項(診断事項等)					
傷病の状況			保護者への対応(事情説明内容等)					
当日の子ども の状況			説明者及び職名					
発生の状況(具体的に詳記のこと)			子どもの状態			当日の様子		
			発現場所略図と職員の位置			その後の経過		
発生当初の保育施設での処置(応急処置)						他の子への指導・配慮		
						事後処置		
						職員への指導		
			施設・設備の対策					
			その他					

実施施設名	
-------	--

区 分	利 用 人 数		内 訳
	週2日利用	週3日利用	
3歳未満児 延人数	人	人	1. 就労等 (実人数 人) (延日数 日) 2. その他 (実人数 人) (延日数 日)
時間外保育利用	(人)	(人)	
うち生活保護世帯	利用人数(人)	利用人数(人)	
	時間外 (人)	時間外 (人)	
3歳以上児 延人数	人	人	
時間外保育利用	(人)	(人)	
うち生活保護世帯	利用人数(人)	利用人数(人)	
	時間外 (人)	時間外 (人)	
障害児 (延べ数)	人	人	

※「うち生活保護世帯」の人数は実人数でお願いします。

O

O

一時預かり事業(不定期) 利用状況報告書(月分)

実施施設名	
-------	--

一時預かり事業(裁判員として利用した児童数)

区 分	利 用 人 数		内 訳
	半 日	1 日	
3 歳 未 満 児	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	1. 疾病・出産・けが (実人数 人) (延日数 日)
	(裁判員制度 人)	(裁判員制度 人)	2. 看護・介護
う ち 生 活 保 護 世 帯	(人 日) (うち市原市 人:四街道市 人)	(人 日) (うち市原市 人:四街道市 人)	(実人数 人) (延日数 日)
	(裁判員制度 人)	(裁判員制度 人)	3. 社会的事由 (実人数 人) (延日数 日)
3 歳 以 上 児	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	4. 育児疲れ等 (実人数 人) (延日数 日)
	(裁判員制度 人)	(裁判員制度 人)	
う ち 生 活 保 護 世 帯	(人 日) (うち市原市 人:四街道市 人)	(人 日) (うち市原市 人:四街道市 人)	5. 裁判員 (実人数 人) (延日数 日)
	(裁判員制度 人)	(裁判員制度 人)	6. その他
障 害 児 (延 べ 数)	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	(うち市原市 人:四街道市 人) 人	(実人数 人) (延日数 日)

※裁判員として利用した人数の内容

	3 歳 未 満 児				3 歳 以 上 児		
	半 日 利 用	一 日 利 用	延 長		半 日 利 用	一 日 利 用	延 長
市内在住	人	人	人		人	人	人
市外在住	人	人	人		人	人	人